開成町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月10日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第22号

開成町税条例の一部を改正する条例

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第13条の３　法第314条の７第１項第３号に規定する条例で定める寄附金は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿次に掲げる寄附金とする。	（寄付金税額控除） 第13条の３　法第314条の７第１項第３号に規定する条例で定める寄附金は、神奈川県の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する次に掲げる寄附金とする。
（１）　所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第２項第２号及び第３号に掲げる寄附金のうち、神奈川県内の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金	（１）　所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第２項第２号及び第３号に掲げる寄附金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

改正後	改正前
１～11　（略） （耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 12　法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）～（６）　（略） 13　（略） （耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 14　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）～（６）　（略） （固定資産税の課税標準の特例） 15　法附則第15条第２項第１号ほか、次の各号で規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。 （１）・（２）　（略）	１～11　（略） （耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 12　法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）～（６）　（略） 13　（略） （耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 14　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 （１）～（６）　（略） （固定資産税の課税標準の特例） 15　法附則第15条第２項第１号ほか、次の各号で規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。 （１）・（２）　（略）

改正後	改正前
（３）　法附則第15条第24項第１号イに規定する条例で定める割合にあっては、２分の１	（３）　法附則第15条第25項第１号イに規定する条例で定める割合にあっては、３分の２
（４）　法附則第15条第24項第１号ロに規定する条例で定める割合にあっては、２分の１	（４）　法附則第15条第25項第１号ロに規定する条例で定める割合にあっては、３分の２
（５）　法附則第15条第24項第１号ハに規定する条例で定める割合にあっては、２分の１	（５）　法附則第15条第25項第１号ハに規定する条例で定める割合にあっては、３分の２
（６）　法附則第15条第24項第１号ニに規定する条例で定める割合にあっては、２分の１	（６）　法附則第15条第25項第１号ニに規定する条例で定める割合にあっては、３分の２
（７）　法附則第15条第24項第３号イ(2)に規定する条例で定める割合にあっては、３分の２	（７）　法附則第15条第25項第２号に規定する条例で定める割合にあっては、７分の６
（８）　法附則第15条第24項第３号イ(3)に規定する条例で定める割合にあっては、３分の２	（８）　法附則第15条第25項第３号イに規定する条例で定める割合にあっては、４分の３
（９）　法附則第15条第24項第３号ロに規定する条例で定める割合にあっては、３分の２	（９）　法附則第15条第25項第３号ロに規定する条例で定める割合にあっては、４分の３
(10)　法附則第15条第24項第４号　に規定する条例で定める割合にあっては、４分の３	(10)　法附則第15条第25項第３号ハに規定する条例で定める割合にあっては、４分の３
―― ―― ――	

改正後	改正前
16～19　（略）	16～19　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の３第１項の改正規定及び次項の規定は、令和９年１月１日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

2　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前項ただし書による改正後の開成町税条例第13条の３（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第78条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

3　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の開成町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。